

# 第7期兵庫県障害福祉実施計画 の策定について

兵庫県福祉部障害福祉課

# 第7期兵庫県障害福祉実施計画の概要

## 1 法的位置づけ

障害者総合支援法(第89条)、児童福祉法(第33条の22)に基づく法定計画

## 2 計画期間

令和6年4月～令和9年3月（3年間）

## 3 目的等

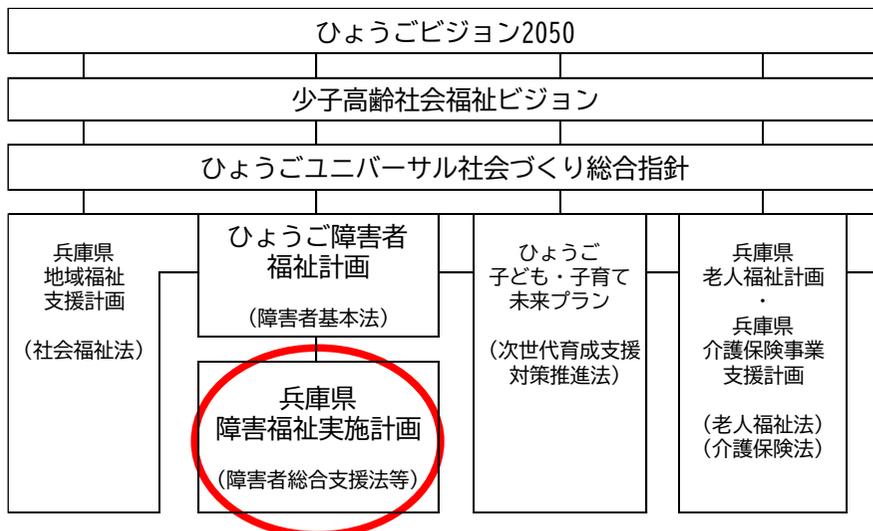
県の障害福祉施策の推進のための理念や基本方針を定めた「ひょうご障害者福祉計画」を実現するための実施計画。障害福祉サービス等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるように、数値目標や必要見込量等を定める。

（成果目標等は国の基本指針に即しつつ、県独自の指標も設定）

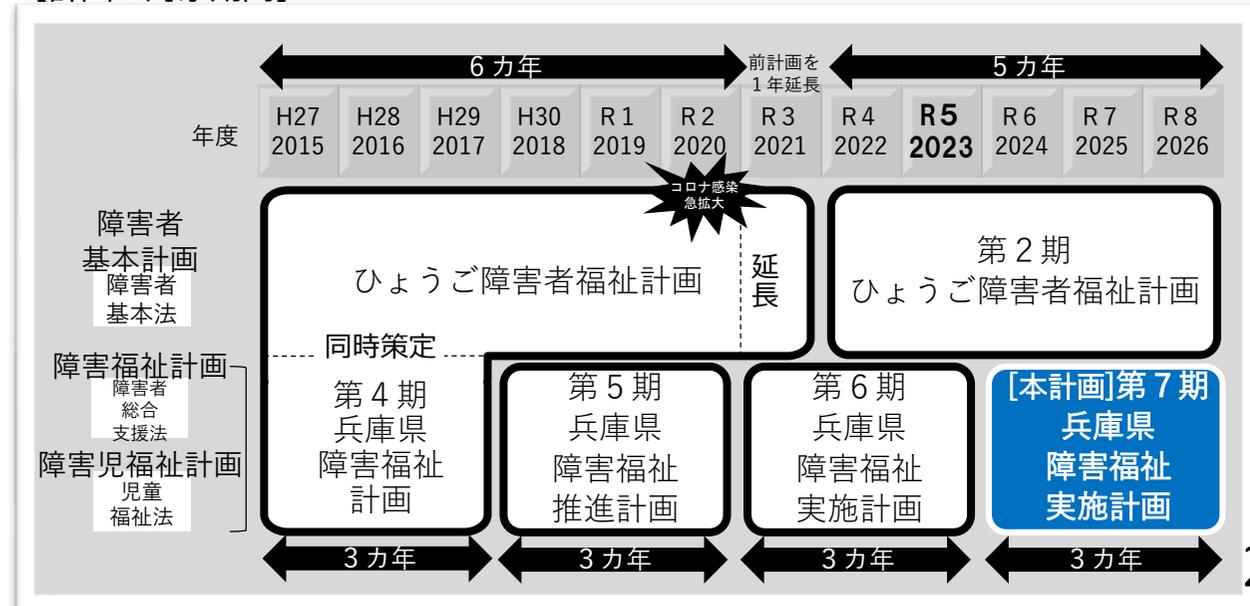
[2つの計画の位置づけ]

名称 (根拠法)	内容	計画期間の根拠
ひょうご障害者福祉計画 (障害者基本法)	障害福祉施策推進のための理念や基本方針	なし
兵庫県障害福祉実施計画 (障害者総合支援法)	障害者の地域生活や就労等に関する数値目標	国指針

【障害福祉分野の計画体系】



【計画と対象期間】



# 策定スケジュール案

◎ 全県計画は、兵庫県障害福祉審議会及び兵庫県障害者自立支援連絡協議会で議論

◎ 圏域計画は、各圏域自立支援協議会で議論

- R5. 9. 12 障害福祉審議会（第1回）  
・計画骨子案について議論
- R5. 9～11月頃 自立支援(連絡)協議会（全県・圏域）  
・本文案、成果目標・活動指標の目標値等について議論
- R5. 12月頃 障害福祉審議会（第2回）  
・計画全文案の提示
- R6. 1～2月頃 パブリックコメント
- R6. 3月 策定

区分	令和5年度		
	4月	10月	3月
<b>【1】</b>  全県検討会議 (障害福祉審議会)	(計画検討等)  		(パブリックコメント、策定) ●
<b>【2】</b>  全県自立支援協議会		●	
<b>【3】</b>  圏域検討会議 (圏域自立支援協議会)  市町・健福事務所 担当者会議	(圏域計画等検討)  		● ● (福祉計画説明) (計画最終調整)
<b>【4】</b>  冊子等印刷・配布	(冊子等印刷・配布・HP掲載) ●		

第7期 兵庫県障害福祉実施計画  
骨子案

# 計画の全体構成

- 国の基本指針に即して項目を見直すとともに、成果目標と活動指標の関係が分かりやすくなるよう、一部構成を組替え

第6期	第7期
<p>1 計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経緯、計画の位置付け、計画期間</li> </ul> <p>2 成果指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築</li> <li>③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</li> <li>④ 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>⑥ 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上</li> </ol> <p>3 活動指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行（精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む）</li> <li>② 就労支援（福祉施設から一般就労への移行等）</li> <li>③ 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>④ 指定障害福祉サービス等従事者の人材の確保・資質向上等</li> <li>⑤ 指定障害児・者施設の入所支援等</li> <li>⑥ 発達障害者等に対する支援等</li> </ol> <p>4 その他の率先取組指標</p> <p>5 都道府県地域生活支援事業</p> <p>6 障害保健福祉圏域計画</p>	<p>1 計画の基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経緯、計画の位置付け、計画期間</li> </ul> <p>2 成果目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉施設の入所者の地域生活への移行</li> <li>② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築</li> <li>③ 地域生活支援の充実</li> <li>④ 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>⑥ 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上</li> </ol> <p>3 活動指標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉施設等の入所者の地域生活への移行等（精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む）</li> <li>② 地域生活支援の充実</li> <li>③ 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>④ 発達障害者等に対する支援</li> <li>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</li> <li>⑥ 相談支援体制の充実・強化等</li> <li>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上</li> </ol> <p>4 その他の率先取組指標</p> <p>5 都道府県地域生活支援事業</p> <p>6 障害保健福祉圏域計画</p>

---

# 1 計画の 基本的事項

---

下記の事項について記載する。

①これまでの経緯

（過去の計画の変遷等）

②計画の位置づけ

（法的位置づけ、「ひょうご障害者福祉計画」等他計画との関係）

③計画期間

---

## 2 成果目標

---

- 障害者福祉行政を着実に推進していくため、全県レベルでの数値目標を設定
- 各年度における進捗状況を評価し、計画の進展を図る

# 成果目標① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

## ● 地域移行者数

(国の基本指針の目標)

令和8年度末時点で、令和4年度末施設入所者数の6%以上が移行

## ● 施設入所者数

(国の基本指針の目標)

令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

### <県での目標設定の方向性等>

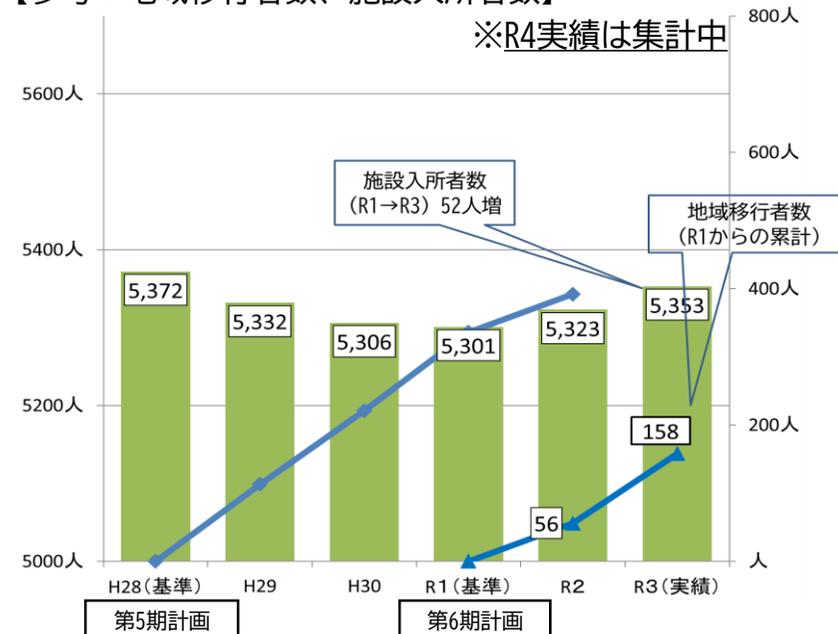
- 令和3年度末時点では、地域移行者数が増えている一方で、障害者の高齢化や重度の障害者の増加、介護者の高齢化等により、施設入所者数も微増傾向にある。
- 国の基本指針の目標を基本としつつ、令和4年度実績と、地域の実情を踏まえた市町見込数をベースに、目標値を設定する。

【参考：第6期計画目標値（R5年度末の目標）】

地域移行者数：R1年度末入所者数の5.9%が移行 → 人数換算（R5）312人移行

施設入所者数：R1年度末入所者数の1.7%減 → 人数換算（R5）92人減

【参考：地域移行者数、施設入所者数】



## 成果目標② 精神障害者を地域全体で支える体制の構築

### ● 精神病床における早期退院率

(国の基本指針の目標)

入院後3か月時点の退院率68.9%以上、入院後6か月時点の退院率84.5%以上、入院後1年後の退院率91.0%以上(令和8年度)

### ● 精神病床における1年以上入院患者数

(国の基本指針の目標) 国の推計式に基づく値(65歳以上、65歳未満)(令和8年度末)

### ● 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数

(国の基本指針の目標) 325.3日以上(令和8年度)

#### <県での目標設定の方向性等>

- ・ 実績値の算出を国の調査機関が行っている項目もあることから、保健医療計画等との整合も計りつつ、国の基本指針に即した目標設定とする。

## 成果目標③ 地域生活支援の充実

- 地域生活支援拠点等の整備

(国の基本指針の目標) 各市町村において整備(複数市町村による共同設置可)

- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築の推進【新規】

(国の基本指針の目標) 上記のとおり

- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討

(国の基本指針の目標) 年1回以上

- 強度行動障害を有する者に関して、各市町又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を推進【新規】

(国の基本指針の目標) 上記のとおり

### <県での目標設定の方向性等>

- 地域生活支援拠点等は、令和5年4月1日時点で27市町域で整備済み。未整備市町は現在取組を進めている。整備後は、その機能の充実に取り組み、令和8年度末までに各市町(共同設置も可)での整備後の機能充実を図る。
- 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握と支援体制整備の推進は、各市町(又は圏域)で取組むとともに、県においても、地域において核となる指導施設(スーパーバイザー)の養成に取り組む(独自指標を設定)

## 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等（1）

### ● 一般就労への移行者数

（国の基本指針の目標）

令和8年度中に、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者を、令和3年度実績の1.28倍以上（うち就労移行支援は1.31倍以上、就労継続支援A型は概ね1.29倍以上、就労継続支援B型は概ね1.28倍以上）

### ● 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合【新規】

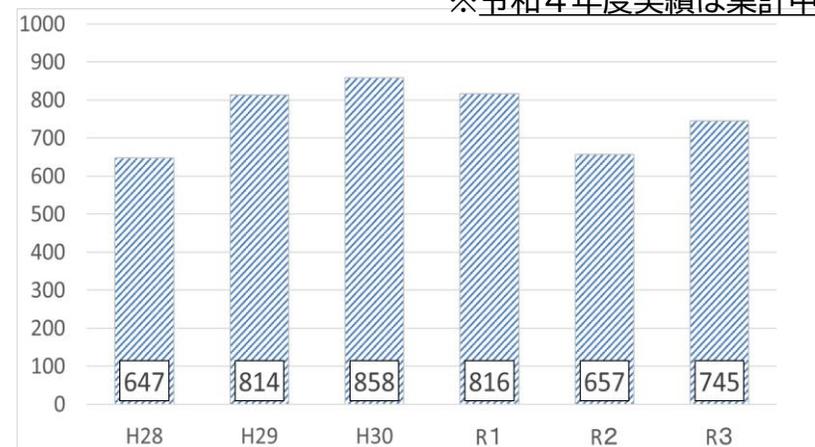
（国の基本指針の目標） 全体の5割以上（令和8年度）

#### <県での目標設定の方向性等>

- 一般就労への移行者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年度に落ち込み、令和3年度は増加傾向となっている。国の基本指針の目標を踏まえつつ、令和4年度実績と市町見込みを数をベースに、地域の実情を踏まえた目標値を設定する。
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合は、国の目標値と県の令和4年度実績、市町の見込量を踏まえつつ、目標値を設定する。

【参考：福祉施設から一般就労への移行者数】

※令和4年度実績は集計中



## 成果目標④ 福祉施設から一般就労への移行等（2）

- 就労定着支援事業の利用者数 **【変更】**

（国の基本指針の目標） 令和3年度末実績の1.41倍以上（令和8年度）

- 就労定着率（※）が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 **【変更】**

（国の基本指針の目標） 2割5分以上（令和8年度）

※第7期計画での就労定着率＝過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合（7割以上であれば、就労定着実績体制加算の取得が可能）

- 県における地域での就労支援ネットワーク強化等のための会議の開催回数 **【新規】**

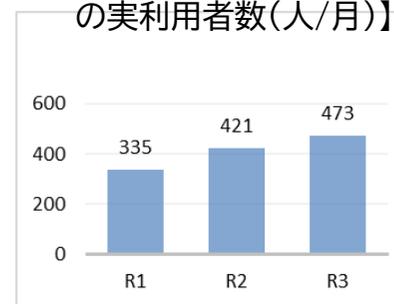
（国の基本指針の目標）

都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める

### <県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針に即して目標を見直し（「就労定着支援事業を利用する者の割合」→「利用者数」へ変更。就労定着率の定義を見直し（第6期の就労定着率＝過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合））
- 国の基本指針の目標を基本に、各市町の見込量を踏まえて目標値を設定する。
- 就労支援ネットワーク強化等の会議は年2回の開催を目標とする。

【参考：就労定着支援事業の実利用者数(人/月)】



※令和4年度実績は集計中

【参考：就労定着実績体制加算の取得状況】

時期	取得率
R4.3月	25.0%
R5.3月	25.5%

※国保連データより

## 成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（1）

### ● 児童発達支援センターの設置

（国の基本指針の目標）

令和8年度末までに、各市町村に少なくとも1箇所設置（圏域での設置も可）

未設置市町村は、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備

### ● 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築【新規】

（国の基本指針の目標）

児童発達支援センターや障害児通所通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において推進体制を構築

### ● 重症心身障害児・医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅訪問型児童発達支援事業所の確保

（国の基本指針の目標）

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保（圏域での確保も可） ※居宅訪問型児童発達支援事業所は県独自目標

#### <県での目標設定の方向性等>

- 令和3年度時点の児童発達支援センター設置等の状況は右表のとおりで、未設置・未確保市町は現在取組を進めている。重心児の居住実態等、地域の状況を踏まえ、全圏域（市町共同設置含む）での設置・確保に向け第7期の目標を設定する。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築は、各市町で地域の実情に応じて取組を推進することとし、令和8年度末までに全市町において推進体制の構築に努める。

【児童発達支援センター設置等の状況(令和3年度)】

区分	実施
児童発達支援センターの設置	26市町 (9圏域)
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	15市町 (7圏域)
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	21市町 (8圏域)
重症心身障害児を支援する居宅訪問型児童発達支援事業所の確保	7市町 (6圏域)
医療的ケア児者を支援する通所・居宅事業所の確保	19市町 (9圏域)

※令和4年度実績は集計中

## 成果目標⑤ 障害児支援の提供体制の整備等（２）

- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築に向けた取組 **【変更】**  
(国の基本指針の目標) 令和８年度末までに各都道府県(必要に応じて指定都市)において取組を進める
- 医療的ケア児支援センターの設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置 **【新規】**  
(国の基本指針の目標) 令和８年度末までに各都道府県で設置・配置
- 医療的ケア児等支援に係る保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場の設置
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置  
(国の基本指針の目標)  
令和８年度末までに各都道府県及び各市町村において設置・配置（市町村は圏域での設置も可）
- 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場の設置 **【新規】**  
(国の基本指針の目標) 令和８年度末までに各都道府県及び指定都市において設置

### <県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針で「新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築」が追加されたことに伴い県目標も変更。既に実施中で、第７期計画期間も継続して実施する。また、昨年度に国から示された「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」に基づく取組を本計画に盛り込んでいく。
- 医療的ケア児支援センター・コーディネーター・協議の場の設置は、県では実施中で、第７期計画期間も継続して実施する。各市町の状況は、令和３年度末時点で協議の場の設置は31市町、コーディネーター配置は12市町であり、未設置市町は取組を進めている。第７期の目標は、令和４年度の実績、令和５年度見込みを踏まえ設定。
- 障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場は、令和６年度から設置を継続する。

## 成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターの設置 **【変更】**  
(国の基本指針の目標)  
令和8年度末までに、各市町村に設置（複数市町村による共同設置も可）
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 **【変更】**  
(国の基本指針の目標) 令和8年度末までに、各市町村において確保
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 **【新規】**  
(国の基本指針の目標)  
活動指標に定める個別の事例検討を通じた取組を行うとともに、取組を行うために必要な協議会の体制を確保

### <県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針に即して目標を見直し（「総合的・専門的な相談支援の実施」→「基幹相談支援センターの設置」へ変更）
- 令和5年4月1日時点で、基幹相談支援センター整備済の市町は34市町。未整備市町は現在取組を進めている。令和5年度見込みを踏まえて、全市町（共同設置含む）での基幹相談支援センターの設置及び体制強化に向け、第7期の目標を設定する。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組は、国の基本指針に即して、令和8年度末までに全市町で実施に努める。

## 成果目標⑦ 障害福祉サービス等の質の向上

### ● 障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

(国の基本指針の目標)

令和8年度末までに、活動指標に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築

<県での目標設定の方向性等>

- 国の基本指針では、活動指標として、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数、相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数、相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数等、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有状況、指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査結果の共有状況が定められている。これらを活動指標として設定して取り組むことで、県及び全市町において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築を図る。

---

# 3 活動指標

---

- 成果目標を達成するための各個別事業の実施状況
- 第6期計画の進捗状況を踏まえ、第7期末までに必要な見込量を把握し、事業を着実に実施

区分	活動指標
1 福祉施設の入所者等の地域生活への移行等（精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む）	<障害福祉サービス等の見込量>
	1 居宅介護の利用者数、利用時間
	2 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
	3 同行援護の利用者数、利用時間数
	4 行動援護の利用者数、利用時間数
	5 重度障害者等包括支援の利用者数、利用時間数
	6 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数、 <u>うち重度障害者の利用者数</u>
	7 生活介護の利用者数、利用日数、 <u>うち重度障害者の利用者数</u>
	8 自立訓練（機能訓練）の利用者数、利用日数
	9 自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数、 <u>うち精神障害者の利用者数</u>
	10 自立生活援助の利用者数、うち精神障害者の利用者数
	11 共同生活援助の利用者数、うち精神障害者の利用者数、 <u>うち重度障害者の利用者数</u>
	12 計画相談支援の利用者数
	13 地域移行支援の利用者数、うち精神障害者の利用者数
	14 地域定着支援の利用者数、うち精神障害者の利用者数
	15 施設入所支援の利用者数
16 療養介護の利用者	

※下線部分は新規（以降同様）

※「重度障害者」は、兵庫県計画においては障害支援区分4以上の者と定義し、必要量を見込むこととする

区分	活動指標
1 福祉施設の入所者等の地域生活への移行等（精神障害者を地域全体で支える体制の構築も含む）	<精神障害者を地域全体で支える体制の構築に係る指標>
	17 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置数、 <u>開催回数、関係者ごとの参加人数、目標設定及び評価の実施回数</u>
	18 精神病床における退院後の行き先別の退院患者数(在宅、障害福祉施設、介護施設)
	19 ピアサポーター活動者数（精神）【県独自指標】
	<入所支援等に係る指標>
	20 障害者支援施設の必要入所定員総数
	21 療養介護施設の必要入所定員総数
<u>2 地域生活支援の充実</u>	1 地域生活支援拠点等の設置箇所数、 <u>コーディネーターの配置人数</u> 、支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数
	2 グループホームの整備(総定員数、 <u>うち日中サービス支援型の定員数</u> )【県独自指標】
	3 グループホーム整備における公営（県営、市町営）住宅の活用数【県独自指標】
3 福祉施設から一般就労への移行等	<障害福祉サービス等の見込量>
	<u>1 就労選択支援の利用者数、利用日数</u>
	2 就労移行支援の利用者数、利用日数
	3 就労継続支援（A型、B型）の利用者数、利用日数
	4 就労定着支援の利用者数
	<一般就労への移行等に係る指標>
	5 障害者に対する職業訓練の受講者数
6 障害者就業・生活支援センターによる障害者に対する相談・支援件数【県独自指標】	

区分	活動指標
3 福祉施設から一般就労への移行等	7 福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数
	8 職場体験実習者数【県独自指標】
4 発達障害者等に対する支援	1 発達障害者支援センターの実施箇所数、相談件数（本人・家族）、助言件数（関係機関）、研修・啓発件数
	2 発達障害者支援地域協議会の開催回数
	3ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）、 <u>実施者数（支援者）</u>
	4 ペアレントメンターの人数
	5 ピアサポートの活動への参加人数（発達障害者等）
5 障害児支援の提供体制の整備等	<障害福祉サービス等の見込量>
	1 児童発達支援の利用児童数、利用日数
	2 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
	3 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
	4 居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
	5 障害児相談支援の利用児童数
	6 福祉型障害児入所施設の利用児童数
	7 医療型障害児入所施設の利用児童数
	<障害児支援の提供体制の整備等に係る指標>
	8 <u>医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数（県）</u> 、医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（県・市町）

区分	活動指標
5 障害児支援の提供体制の整備等	9 教育と福祉の協議の場の設置市町数【県独自指標】
	10 障害児の相談窓口の設置市町数【県独自指標】
	11 障害児にかかる保育需要（人数）（保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童健全育成事業）【県独自指標】
	12 福祉型障害児入所施設の必要入所定員総数
	13 医療型障害児入所施設の必要入所定員総数
6 相談支援体制の充実・強化等	1 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数、主任相談支援専門員の配置人数
	2 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施頻度、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施頻度
7 障害福祉サービス等の質の向上	1 相談支援従事者研修（初任者・現任・主任）の修了者数
	2 サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎・実践・更新）の修了者数
	3 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
	4 医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者数【県独自指標】
	5 強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）の修了者数【県独自指標】
	6 障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講者数【県独自指標】
	7 障害者等の権利擁護のための虐待防止研修の受講市町数【県独自指標】
	8 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修や市町職員に対して実施する研修の参加人数
	9 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無、共有回数
	10 事業者等に対する指導監査結果の関係市町との共有体制の有無、共有回数

---

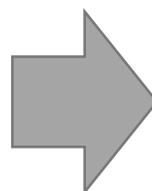
# 4 その他の 率先取組指標

---

- ユニバーサル社会づくり総合指針や第2期ひょうご障害者福祉計画に基づき取り組む県の独自指標を設定し、取組の強化を図る

※改定後のユニバーサル社会づくり総合指針や第2期ひょうご障害者福祉計画に合わせて、区分を見直し

第6期計画	
1	生活基盤づくり分野
2	教育・社会参加分野
3	しごと支援分野
4	くらし支援分野
5	安全安心分野



第7期計画	
1	「ひと」分野
2	「参加」分野
3	「情報」分野
4	「まち・もの」分野

区分	その他率先取組指標
1 「ひと」分野	1 特別支援学校 <u>在籍児童生徒の居住地校交流（実施率）</u>
	2 ICTの活用による障害児童生徒の学びの保障
	3 特別支援学校高等部卒業生の一般就労（県立特別支援学校高等部から一般就労した卒業生の割合）
	4 みんなの声かけ運動の推進（推進員数）
	5 ひきこもり状態にある人への支援
2 「参加」分野	1 県内民間企業における障害者雇用（障害者雇用率）
	2 障害のある人の職場定着（障害者就業・生活支援センターにおいて就職支援したケースの就職後1年の定着率）
	3 特例子会社の設立（新規設立社数）
	4 委託訓練による職業能力の向上（障害者職業能力開発校における委託訓練による就職者数）
	5 障害福祉サービス事業所等への優先発注（発注額）
	6 インターネットによる授産商品の販売（販売品目数）
	7 障害福祉サービス事業所における月額平均工賃（就労継続支援B型事業所の平均工賃額）
	8 障害者スポーツの充実（障害者スポーツ推進拠点の <u>利用人数</u> ）
3 「情報」分野	1 意思疎通支援の推進（県民向け手話講座等の参加者数）
	<u>2 障害者を対象とした情報格差解消への支援（ITスキル講座の受講者数）</u>
4 「まち・もの」分野	1 精神科救急情報センターの運営（センターへの相談件数）
	2 精神科初期救急医療体制の充実（初期救急（輪番制）実施圏域数）

区分	その他率先取組指標
4 「まち・もの」 分野	3 精神障害者継続支援体制の整備（精神障害者継続支援チームの設置数、地域生活が安定した精神障害者数、精神障害者地域協議会の開催回数、行政・警察・医療連絡会議の開催回数、地域移行・地域定着連絡会議の開催回数）
	4 県内自殺者数の減少（県内自殺者数）
	5 ゆずりあい駐車場の整備（登録数）
	6 災害時における要配慮者の支援（個別避難計画の策定着手市町数）

※活動指標や都道府県地域生活支援事業に掲載する事業は除く

---

# 5 都道府県地域 生活支援事業

---

- 県の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定める

※地域生活支援事業は、国の実施要綱に基づき、障害のある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により実施する事業

## 事業名等

### 1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 障害者就業・生活支援センター事業
- (2) 高次脳機能障害支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業

### 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業

### 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業等

- (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業
- (2) 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町相互間の連絡調整事業
- (3) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- (4) 失語症者向け意思疎通支援者派遣調整事業

### 4 広域的な支援事業

- (1) 相談支援圏域コーディネーターの配置
- (2) 自立支援協議会の設置
- (3) 地域移行・地域生活支援事業
- (4) 兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」体制整備事業

### 5 その他の事業（主なもの）

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) オストメイト社会適応訓練
- (3) 障害者スポーツ大会
- (4) 兵庫県障害者芸術・文化祭
- (5) 身体障害者補助犬事業
- (6) 盲人ホーム事業
- (7) 視覚障害者等のICT指導者養成研修事業

※発達障害者支援センター運営事業、発達障害者支援地域協議会は活動指標として掲載のため省略

---

## 6 障害保健福祉 圏域計画

---

- 障害福祉サービス等を着実に実施していくため、全県レベルに加え、各障害保健福祉圏域単位でも見込量や数値目標を設定
- 圏域ごとの課題や実情を踏まえ、今後の取組方針などについて設定

## ①圏域の設定

兵庫県保健医療計画・兵庫県老人福祉計画との整合を図り、8圏域とするが、各種データは10圏域（県民局及び県民センターの区域）で整理する。

圏域名		圏域構成市町
神戸		神戸市
阪神	阪神南	尼崎市、西宮市、芦屋市
	阪神北	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町
東播磨		明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町
北播磨		西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町
播磨姫路	中播磨	姫路市、市川町、福崎町、神河町
	西播磨	相生市、赤穂市、宍粟市、たつの市、太子町、上郡町、佐用町
但馬		豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町
丹波		丹波篠山市、丹波市
淡路		洲本市、南あわじ市、淡路市



## ②計画の内容

下記の5項目を記載することとし、各圏域において、自立支援協議会等の意見を踏まえ作成する。

- (1) 圏域の概要と主な成果目標等の状況
- (2) 圏域の指定障害福祉サービス等の見込量
- (3) 圏域の市町地域生活支援事業の見込量
- (4) 圏域の障害福祉サービス等の現状・特徴
- (5) 圏域の障害福祉サービス等のあるべき姿